

令和4年度 第1回特別史跡新居関跡保存活用計画策定委員会議事録

- 1 日 時 令和4年7月19日（火） 午後1時30分～午後4時10分
- 2 場 所 湖西市民活動センター2階 大会議室
- 3 出席者 策定委員 渡辺和敏委員 箱崎和久委員 寺田敏幸委員
金原孝宜委員 石本東生委員 後藤建一委員
静岡県 文化財課 武田寛生
事務局 渡辺宜宏（教育長）
太田英明（産業部長）
松山智次郎（文化観光課長）
鈴木紀子（文化観光課 文化係長）
大須賀広夢（文化観光課 文化係主事）
委託事業者 （有）ウッドサークル 中田英史
瀬口世津子
- 4 公開・非公開の別 公開
- 5 傍聴者 無
- 6 次 第

【開 会】

【教育長あいさつ】

【委員長互選】→渡辺委員に決定

【史跡保存活用計画について】事務局から説明

（委員長）2年間でまとめるとなると大変。300頁くらいになるのでは
（事務局）後半、それほどページ数は多くない。

（委員）地域計画を先に立案してなくても認定されるのか。

（県）県の大綱と齟齬がなければ、地域計画より先に個別計画を立ててもよい。ただ地域計画を立てなくてもよいというわけではない。

【議 題】

（1）第1章～第3章の構成について

（委員長）章立ての順序は、文化庁に基準があるのであれば、文化庁に確認した方がよいのでは。

（県）標準仕様は示されているが、決まったものはない。県の大綱と矛盾がなければ史跡の特色にあわせ、章立ては見やすい順序の掲載でよい。

（委員）指定に至る調査成果がないのが、新居関所の特殊性だと思う。

(2) 本質的価値について

(委員長) 関所建物が現存している唯一は正確ではない。関所の中心的建物が残っている程度がよいのでは。実物という語句は即物的なので、景観くらいか。

また全国で22カ所存在した「重き関所」も明確にせず、全国で最も重要な関所の1つくらいがよいのではないか。

(委員) 出土遺物から復元ができていますので、出土遺物にも価値があるとは思いますが、き損手続きから本質的価値に遺物をいれるかどうか、悩ましい。当時の東海道における関所改めの様子を実物を通して体感できる、というのは価値ではなく、活用。「江戸時代の主要街道では唯一建物が現存している関所である。」にとどめる。

(委員) 価値の掲載順序について、重要な順に

1 建物現存 2 関所に関する文献や絵図 3 地下遺構 4 交通政策や統治形態にしたらどうか。また追加で新居関所の位置の変遷を入れたら？指定文にも変遷のことが書かれている。

(委員) 新居関所に関する文献や絵図等が残されていることが価値ではなく、資料から新居関所の変遷を知ることができるのが価値。

また関所は重要文化財ではなく、特別史跡。建物が残っている建築的価値ではなく、その場所に当初の形態で建物が残っていることが価値。

(委員) 住民は建物が価値のあるものと思っているが、一番の価値というとなにか。

(委員) 面番所が移築して別の場所にあったら、特別史跡ではない。その場所に当初建物があるという景観が価値。

(ウッド) 普請帳の修理記録から復元ができたので、関所建物の実態がわかる修理記録にも価値がある。

(委員長) 新居関所に関する文献や絵図等から関所の変遷を知ることができるとし、説明文を江戸期の関所運営機能を裏付ける資料や関所機能時の様相に迫ると修正する。

このあとの原稿により、適宜振り返り修正を加えていく。

(3) 新たな価値指定について

(委員) 本質的価値と新たな価値視点は、本質的価値に付随しているので、節を分けずに掲載したらどうか。

(事務局) 文化庁の標準仕様書から新たな価値視点とした。本質的価値は指定文から読み取れること。それ以外は新たな価値視点と区分。

(委員長) 渡船場や船会所、女改之長屋が存在しているのは新居関所だ

けというのにも確証がない。

（ウッド）復元検討委員会の際には、主要関所のみで悉皆調査はしていない。文章には一応主要関所と記載してある。

（委員長）浜名湖周辺にも海辺改めなど関所に関する文書があるので、調査をしないといけないのか。また紀伊国屋や浜名湖（観光）も入れることはできないか。

（委員）町並みが残っているので周辺の町並みも重要な要素だと思う。周辺地区景観条例による補助金使用は2件程度しかないと言っていた。具体例が乏しく説得力がないので、活用の項目で具体事例として記載したらどうか。町並みの調査は行ったことがあるのか？

（委員長）暗渠でみえないが、排水路は残っている。

（委員）住民も知らない人がいるので、観光の視点では、おもしろい話が大きくなるので、どういう風に計画にもっていくか、難しい。

（ウッド）新居町時代、歴史を活かしたまちづくり事業のため歴史的建造物の調査を実施したことはある。

（委員）都市景観や関所の役を輪番で務めるために、秋と夏で祭りが分かれたと聞く。文化財のしおりシリーズでは、地区ごとに歴史や地域性、風習などの特徴が書いてある。寺道や泉町は関所があったことから城町と呼ばれていた。

（委員長）東海道は旧態が残っていないが、セコ（裏道）はわりと残っている。子どもの遊びなどどうか。

（委員）関所は城町と呼ばれていたように、城に見立てられていたのので、他市の城下や門前のことが記載された活用計画を参考にすれば、書きぶりがわかるのではないか。

（委員）新たな価値視点の根拠について、本文中1～3章にでてこないのので、記載するように。唐突感がある。

新居関跡は県だけでなく、国の史跡第1号でもあるので、いい着眼点だと思う。古くから価値を見出されていた。

（委員）ガイドをしていると、観光客が持つ関所のイメージにギャップがある。関所があった場所は飯盛り女がいてにぎやかな繁華街であったと思っている人がいる。またうなぎが名物で市内でも食べられると思っている。

特別史跡を説明するのが理解されづらく難しいので、簡単に分かるものがあればよいのだが。

関所があったことで、文化レベルが高かったのではないか。

（委員長）関所を避けた場所の方が、にぎやかになる。吉田藩士が常駐していたので、俳句を作ったりしていた。文化レベルに影響するかもし

れない。

（委員）復元物は新たな価値になるのでは。位置付けは。

（委員）活用によって、本質的価値の書きぶりを付け加えていけばよい。

（４）構成要素について

（委員）復元整備したものは、Bの本質的価値と一体となる要素ではないか。Dの歌碑、学制記念碑は、意図があって関所にあるものであるの
で、インフラと同じ区分ではなく、Cでもよいのではないか。

関所に関連する絵図や古文書や遺物は、それ自体が価値ではなく、資料から関所の変遷がわかることが価値であるので、A区分の取扱いは慎重にすべき。

活用の方向性、目的から、現状と課題を議論するように、次回は活用の方向性を提示してほしい。

次回の委員会は 11月17日（木）13:30～とする。
